

滋賀労働

Mother
Lake

滋賀県労働広報紙

668号
2023

令和5年度

「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました

令和5年度の滋賀県技能者表彰（おうみの名工）受賞者と、おうみ若者マイスター認定者が決定し、表彰式および認定式を、11月8日（水）に滋賀県庁で行いました。

○滋賀県技能者表彰（おうみの名工）

現役の優秀な技能者を表彰することにより、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的としています。

受賞者一覧

（敬称略・五十音順）

お名前	職種名	勤務先
池田 正男	理容師	ヘアースタジオ C4
笠松 研太	西洋料理調理人	株式会社クサツエストピアホテル
川西 豪志	日本料理調理人	株式会社木馬
木村 数茂	金属彫刻工	木村金具店
土橋 裕司	マシニングセンターオペレーター	キャノンマシナリー株式会社

○おうみ若者マイスターの認定

優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定するとともに、技能振興活動に協力していただくことで、若年技能者の技能研鑽への意欲向上と、社会全般に技能尊重の気運が醸成されることを目的としています。

認定者一覧

（敬称略）

お名前	職種名	勤務先
古谷 尚海	金属手仕上げ工	パナソニック株式会社
松下 元映	プラスチック成形工	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社



▲「おうみの名工」表彰受賞者



▲「おうみ若者マイスター」認定者

目次

表紙	令和5年度「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました
P 2	令和5年度滋賀県優秀勤労障害者および障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について 特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ
P 3	「年取の壁」への当面の対応策の概要について 人材開発支援助成金について
P 4	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」 地域シンポジウム in 滋賀について
P 5	「不妊治療と仕事の両立支援」出前講座のご案内 「淡海子育て応援団」協賛店舗の募集について
P 6	12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！
P 7	社労士セミナーのご案内 中小企業退職金共済制度のご案内
P 8	2023年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内 ひとを活かす組織づくりのヒントシリーズ（セミナー）のご案内
P 9	シルバー人材センターからのお知らせ キャリア人材バンクについて
P 10	在職者訓練のご案内 生産性向上支援訓練のご案内
P 11	労働委員会だより
P 12	労働相談Q&A

令和5年度滋賀県優秀勤労障害者および 障害者雇用優良事業所等表彰の受賞について

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年優秀勤労障害者および障害者雇用優良事業所等の表彰を実施しています。

今年度は、9月13日に滋賀県庁で開催し、次の方々を受賞されました。

■滋賀県知事表彰

(敬称略・順不同)

(1)障害者雇用優良事業所 2事業所

株式会社レイマック
鉄道リネンサービス株式会社 高島工場

(2)優秀勤労障害者 (氏名/勤務先) 20名

浅居 丈司 / Joyson Safety Systems Japan 合同会社 彦根製造所
幅野 幹久 / 不二電機工業株式会社
西澤 沙紀 / 山九株式会社 京滋支店
上田 友子 / 不二電機工業株式会社
百田 浩幸 / 石部デイクア
西井 舞惟 / 介護老人保健施設石部ケアセンター
奥村 理果 / 株式会社ダイフク 滋賀事業所
石川 貴浩 / 株式会社ダイフク 滋賀事業所
小原 幹也 / 株式会社加陶
駒井 一三 / 日産陶業株式会社
栢木 寿治 / 日本観光開発株式会社 甲賀カントリー倶楽部
中川 竣矢 / パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社
西村 陽子 / 株式会社アイビックス 滋賀支店
中村 翔 / 株式会社シガウッド
富永 祐太 / 電気硝子ユニバーサポート株式会社 高月事業所

他5名

(3)チャレンジドWORK推進事業所 1事業所

株式会社フジ製作所

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL:077-528-3767

特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

令和5年12月31日から下記のとおり特定（産業別）最低賃金が改正されます。

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	時間額 1,000円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 1,013円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 1,003円
自動車・同附属品製造業	時間額 1,016円

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、令和5年10月1日から 時間額 967円となりました。

- ・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
 - ・派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
 - ・特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

滋賀労働局賃金室 TEL:077-522-6654

彦根労働基準監督署 TEL:0749-22-0654

大津労働基準監督署 TEL:077-522-6616

東近江労働基準監督署 TEL:0748-22-0394



パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず に働ける環境づくりを後押しします 滋賀労働局

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策「年収の壁・支援強化パッケージ」に取り組みます。

◆「年収の壁・支援強化パッケージ」について、詳しくはこちら（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設（社会保険適用時処遇改善コース）し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行います。

なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化します。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とします。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しないこととします。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とします。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

0120-030-045（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）

◆上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進しています。

業務改善助成金についてはこちら（厚生労働省HP）→



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

「人への投資促進コース」がおすすめです！

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい
情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練

デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい
高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい
定額制訓練

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい
自発的職業能力開発訓練

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい
長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度

最大
75%を
助成！

・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。

・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。以下にお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

【お問合せ先】滋賀労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：077-526-8686

女性活躍における組織トップの役割と重要性について考えてみませんか？

参加者募集！

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」 地域シンポジウム in 滋賀



日時：令和6年1月11日（火）13:30～15:00

会場：滋賀県庁新館7階大会議室/Zoomウェビナー
(会場定員100名/Zoomウェビナー定員300名)

対象：企業の経営者、人事、経営企画系の担当者等

参加申込方法：以下のWEBサイトから

https://service.seedplanning.co.jp/event_manager/forms/index/150

申込締切：12月27日（水）※定員に達し次第締切 参加費：無料

男性リーダーの会
未参加企業の参加大歓迎!!

▼こちらから申込



登壇者・プログラム

○基調講演「男性リーダーによる女性活躍推進への想いと取組」（仮）

帝人株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 内川 哲茂 氏

○パネルディスカッション「女性活躍推進における組織トップの役割」

パネラー

たねやグループ CEO

山本 昌仁 氏

たち建設株式会社 取締役

桐畑 絵里 氏

滋賀県知事

三日月 大造

ファシリテーター

特定非営利活動法人Gender Action Platform理事

大崎 麻子 氏



【お問合せ先】地域シンポジウム運営支援事務局（株）シード・プランニング

MAIL: gender-e@seedplanning.co.jp

主催：内閣府 共催：滋賀県 後援：仕事と生活の調和・女性活躍推進会議が

行動宣言

輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会とは？

輝く女性の活躍を加速する
男性リーダーの会

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」（以下、「男性リーダーの会」）は、平成26年に企業経営者等9名により、女性活躍を推進するためには組織トップのコミットメントが重要という想いの下、発足しました。現在（令和5年9月30日時点）は、企業経営者等や知事・市町村長の皆様、約316名が参加しています。会では、男性リーダーが自ら取り組むことを表明する「行動宣言」を策定しており、会に参加した男性リーダーは、行動宣言に沿って、各組織における女性活躍推進の取組を進めています。

「男性リーダーの会」に参加すると…

- ▶ 年1回のリーダーミーティングに参加し、全国の企業や地方自治体のトップと交流できます！
- ▶ 「男性リーダーの会」冊子やメルマガ、広報誌等で参加者の取組を紹介します！

- ・社内の女性活躍をもっと進めたい！
- ・女性の人材登用に取り組む他社の意見も聞いてみたい！
- ・女性活躍に取り組む仲間が欲しい！

そんな方はぜひ「男性リーダーの会」に御参加ください！

内閣府男女共同参画局HPから手続きを行うことができます。

下記URLより、参加手続きを行ってください。

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/male_leaders/join.html

▼詳細はこちら



滋賀県「不妊治療と仕事の両立支援」出前講座のご案内

不妊治療を受ける方は増加傾向にありますが、仕事との両立は難しい状況にあり退職を余儀なくされる方も多くおられます。離職防止のためにも、職場内での不妊治療への理解を深め、仕事との両立のための休暇制度や支援など、職場の環境整備が望まれています。

この度、不妊治療について理解を深めていただくため無料で出前講座を実施しますので、ぜひご利用ください！

- 内 容： 不妊とその治療に関する基礎知識
 企業における不妊治療と仕事の両立支援に取り組む意義 など
- 講 師： 不妊症看護認定看護師 上田 聡代 氏
- 日 時： 平日60分程度。日時は令和6年3月末までの間で企業と相談して決定
- 場 所： 企業に出張します（オンラインによる実施も可能）
- 人 数： 少人数から対応可能 先着10社限定
- 申込み： まずは下記あてメールまたは電話にて連絡してください。

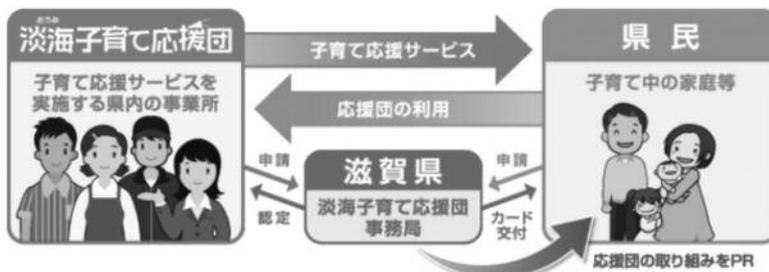
【お問合せ先】滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局 子育て支援室
 TEL：077-528-3567 FAX：077-528-4854
 E-mail：em000403@pref.shiga.lg.jp

企業の皆様へ 子育て家庭を応援しませんか？

「淡海子育て応援団」協賛店舗を募集しています！

淡海子育て応援団事業とは？

- 社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て家庭を応援するサービスの提供などを行っている企業や店舗を「淡海子育て応援団」として登録し、その取組内容を紹介しています。
- 子育て家庭に「淡海子育て応援カード」を発行し、協賛店舗でカードを御提示いただいた方に、サービス等を実施いただく仕組みです。
- 18歳未満のお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭を対象としています。



【紙カード】



【デジタル画像】



【申込みはこちらから】
 (パソコンから「淡海子育て応援団 協賛店登録」で検索)

- 「県が運用するポータルサイト「ハグナビしが」にて子育てに優しいお店」としてPRすることができます。協賛店舗には、子育てを応援していただいている証として、ステッカーや卓上ミニのぼり旗をお送りします。

【お問合せ先】滋賀県子ども・青少年局 TEL：077-528-3568

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

滋賀労働局雇用環境・均等室

令和4年4月1日から労働施策総合推進法が中小企業にも全面適用され、セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント防止措置に加え、全企業を対象に職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。厚生労働省は、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」として定め、啓発活動を実施します。

★パワーハラスメントの定義

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の職場環境が害されること、をいいます。



■パワーハラスメント防止のために、事業主が講ずべき措置は以下のとおりです

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ・ハラスメントの内容及びあってはならない旨を明確化し、周知・啓発すること
- ・ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発すること

2 相談・苦情に適切に対応するための必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ設置し、周知・啓発すること
- ・窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- ・ハラスメント発生の恐れがある場合や、ハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応すること

3 事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・被害者への配慮、行為者への適切な措置、再発防止措置を講じること（事実確認ができなかった場合も含む）

4 併せて講ずべき措置

- ・プライバシー保護に必要な措置を講じ、その旨を周知すること
- ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした、解雇その他不利益取扱いを行わないことを定め、その旨を周知すること

■その他の留意点

○労働者が職場におけるハラスメントについての相談を行ったことや、事実関係の確認等に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益取扱いを行うことは法律で禁止されています。

ハラスメント防止措置についてのお問合せは滋賀労働局雇用環境・均等室まで
 「ハラスメント対応特別相談窓口」開設中！（～令和6年3月31日）TEL：077-523-1190
 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：15（土日・祝日、年末年始を除く）
 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

「もしも」に備え「もしも」を防ぎ
「もしも」に向き合う。



公式キャラクター
ヒットくん

広告
こくみん共済 NEWS
2523W002

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

【営業時間】 9:30～16:00
【休日】 土・日・祝日・年末年始

こくみん共済 coop 滋賀推進本部
（滋賀県労働者共済生活協同組合）

● **共済ショップ大津店**
大津市におの浜4-5-1
TEL 077-524-6031

● **共済ショップ彦根店**
彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F
TEL 0749-24-6605

社労士セミナー 「人を大切にする企業」づくりが未来を切り開く



日時：令和6年2月9日（金）14：00～16：30
場所：コラボしが21 3階大会議室及びZOOM配信

- 第1講：データでみる滋賀労働局の労働相談の傾向
- 第2講：どうする職場のハラスメント
- 第3講：顧客満足度(CS)から従業員満足度(ES)の新時代へ

主催：滋賀県社会保険労務士会
後援：滋賀県、滋賀労働局
セミナーURL <https://www.sr-shiga.com/notice/post7385>



【お問合せ先】 滋賀県社会保険労務士会 TEL：077-526-3760



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、労働条件変更に関するトラブル、セクハラ、パワハラ など

- ① あっせんにより円満解決
- ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③ 早期解決
- ④ 現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

広告



滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<https://www.sr-shiga.com/>

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

- ① 国の退職金制度！
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

21世紀職業財団

2023年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2024年 2月 6日(火) 13:30~16:30 担当講師 三浦 剛

2024年 3月 7日(木) 13:30~16:30 担当講師 山内 理恵子

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円 (テキスト購入別途)

2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。

相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、

ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2024年 1月26日(金) 9:30~16:30 担当講師 三浦 康子

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 30,800円 (テキスト購入別途)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL (06) 4963-3820 FAX (06) 4963-3821

E-mail: kansai@jiwe.or.jp URL: https://www.jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

ひとを活かす組織づくりのヒントシリーズ (セミナー)

高齢者や障害者が働きやすく、いきいきと活躍できる職場づくりに向け、助成金制度の活用方法や役立つ支援ツールなどについて紹介します。

日時 令和6年1月18日(木) 13:30~15:00

会場 ポリテクセンター滋賀 本館3階 1号室 (大津市光が丘町3-13)



テーマ 高齢者・障害者雇用の支援制度について

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース、高齢者評価制度等雇用管理改善コース、高齢者無期雇用転換コース)

障害者納付金制度に基づく助成金 (障害者雇用助成金)

高齢者雇用や障害者雇用に関する事業主支援ツール等

お問合せ・ (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部

参加申込み(参加無料) 〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13

ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課

TEL:077-537-1176 FAX:077-537-1215 E-mail:shiga-seisan@jeed.go.jp

高齡・障害者業務課

TEL:077-537-1214 FAX:077-537-1215 E-mail:shiga-kosyo@jeed.go.jp



シルバー人材センターからのお知らせ

◆技能講習 受講生募集中

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

旅館・ホテルスタッフ技能講習
MOS検定対策講習【2019エクセル編】

◆会員募集、お仕事募集中

働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。また、高年齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。

短期間・短時間に関わらず人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

定年や雇用契約期間満了により、退職される60歳以上の従業員の再就職を支援します

キャリア人材バンク®

退職するシニア従業員の方へ、

キャリア人材バンクの登録をお勧めください。

企業で長く貢献されてきたシニア従業員の方が、60歳以上で退職するにあたり、キャリア人材バンクに登録されるようご案内ください。

キャリア人材バンクではシニアの方の貴重な能力・経験を求める企業や、多様な働き方ができる職種をご提案し再就職につなげます。

利用料
無料

キャリア人材
バンクに登録
できる方

☑ 60歳以上の在職者で雇用契約期間満了*後に再就職を希望する方

*定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により、離職する場合

☑ 自らの能力・経験を活かして、66歳以降も働くことを希望する方



公益財団法人

産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階

TEL : 077-526-3991 FAX : 077-526-2761

マンガ
再就職支援



マンガ
キャリア
人材バンク



在職者訓練のご案内

滋賀県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース(技能向上セミナー)

- 機械系(測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など)
- 電気系(第二種電気工事士試験準備、第三種電気主任技術者試験準備など)
- 制御系(有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど)
- 塗装系(金属塗装技術)

◇(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース(能力開発セミナー)

- 機械系(機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など)
- 電気・電子系(シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど)
- 建築系(建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3296	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougji/ 		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/college/business/index.html 	

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。 満足度 **99%**

コース No	開催日	コース名	受講料 (税込み)
065	1/23	職場のリーダーに求められる統率力の向上	3,300円/人
S20	1/26	継承する技能・ノウハウの明確化	3,300円/人
021	2/7	業務効率向上のための時間管理	3,300円/人
044	2/8	ピポットテーブルを活用したデータ分析 (Excel 中級 C)	2,200円/人
045	2/9	成功するオンラインプレゼンテーション	2,200円/人
066	2/15・16 (2日間)	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用 (Excel 中級 A)	3,300円/人

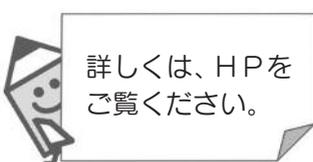
- 定員 各回 15名 (先着順)
- 時間 9:30 ~ 16:30
- 会場
【066】キャリアプラザビット滋賀本校 (栗東市)
【上記以外】ポリテクセンター滋賀
- 対象 事業主の指示により受講される方
※コース番号に「S」が付くコースは、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。

ひとを活かす組織づくりのヒントシリーズのご案内 参加費無料

1/18 13:30 ~ 15:00	高齢者・障害者雇用の支援制度	定員 20名 当センター
2/28 10:00 ~ 12:00	人材育成のポイント 「3次元 CAD」受講体験付き	定員 10名 当センター

サブスク型生産性向上支援訓練のご案内

動画視聴によるeラーニング形式、2か月間おひとり様920円の定額制。「職場のリーダーに求められる統率力の向上」など人気の3コースを視聴できます。



詳しくは、HPをご覧ください。

【お問合せ先】

「らしく、はたらく、ともに」

JEED

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
 ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課
 大津市光が丘町3-13 TEL: 077-537-1176
 URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



労働委員会
だより

無料の出前講座を実施しています！ 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

◆ 出前講座とは？

滋賀県労働委員会では、労働紛争の未然防止などを目的として、労働問題に関する「出前講座」を実施しています。

経済団体や労働組合が主催する会議や研修会の場に、労働委員会事務局職員が出向いて、労働問題の基礎知識、労働法制、重要な裁判例などの基本的な事項について説明をします。

平成28年度の開始以降、これまで県内の企業、各種協会、業界団体、労働組合、大学、高等学校で実施しています。



◆ どんな話を聞ける？

使用者または労働者からの相談内容や、あっせん事例に即したものの、今後増加が予想される労働問題や制度改正などについて、事前にご希望をお伺いした上で、具体的な内容を決定します。

出前講座の日程、所要時間、テーマなどは、ご希望に応じた設定が可能です。

【出前講座のテーマ例】

- ・ 解雇制度と解雇権濫用法理
- ・ ハラスメント対策
- ・ 相談等の事例
- ・ 労使紛争の解決方法（相談機関等）など

◆ 費用はかかる？

費用は**無料**です。講師の旅費や講演料はかかりません。ただし、派遣先は滋賀県内に限ります。また、会場は申込者でのご準備をお願いします。

☒ 労働相談会のお知らせ

滋賀県労働委員会では、委員3名（公・労・使各側1名ずつ）による**無料労働相談会**を実施しています。

- ★日時：令和6年1月26日（金） ※相談は無料で、秘密は厳守されます。
 令和6年2月22日（木） ※事前予約が必要です。電話にてお申込みください。
 令和6年3月22日（金）

★時間帯は以下の3つです（時間帯の指定はできません）。

- ①14:45～15:30 ②15:35～16:20 ③16:25～17:10

【お問合せ先】滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1（県庁東館5階）

TEL:077-528-4472 FAX:077-528-4972 E-mail:le00@pref.shiga.lg.jp

「年次有給休暇」について

今回は、最近特に相談が多かった「年次有給休暇」について、実際に寄せられた相談事例を元に具体的に考えたいと思います。

Q 質問 パートタイマーです。シフト表にしたがって、1週間に4日間、1日3～6時間働いています。もう半年以上も真面目に勤務しているので、先日年次有給休暇を請求してみました。すると、「パートやアルバイトには年次有給休暇はありません。」と言われました。年次有給休暇がもらえるのは正社員だけなのですか？

A 回答 年次有給休暇の発生要件は、①雇入れの日から6か月経過していること、②その期間の全労働日の8割以上出勤したこと、の2つです。パートタイマーもアルバイトも労働基準法上の「労働者」には変わりないので、この2つの要件を満たす限り年次有給休暇を取得する権利があります。

ただし、週所定労働時間が30時間未満で、かつ、所定労働日数が週4日以下の労働者（パート、アルバイトなど）については、労働日数に応じて付与日数は少なくなります。

Q 質問 年次有給休暇を申請したのですが、「その日は忙しいので、年次有給休暇の取得は認められません。」と言われました。諦めるしかないのでしょうか。

A 回答 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求した時季に与えなければなりません。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に与えることができるとされています（時季変更権）。ただし、この「時季変更権」は、判例等の動向をみても極めて限定的にしか認められていませんので、従業員の大半が同時に請求してきた場合は格別、そうでない限り与えなくてはならないと考えられています。

Q 質問 今月末で退職しようと思って、先日退職届を提出し、同時に残日数分の有給休暇届も提出しました。引継ぎをしっかりと行ったのち年次有給休暇の残日数をすべて消化する予定でしたが、会社は一部しか認めないと言います。そのようなことができるのでしょうか？

A 回答 年次有給休暇の権利は、要件を充足した場合に法律上当然に労働者に生ずる権利です。一方、前述のとおり、使用者には、事業の正常な運営を妨げるような場合に限って、その年次有給休暇の時季を変更する権利が認められています。

相談事例で考えてみましょう。仮に、時季変更権を行使できるような事情が会社にあったとしても、その変更の範囲は、あくまでも雇用期間中に限られます。退職する従業員にはこれを行わせる余地はありませんので、法律的にはすべて認めなければならないということになります。

滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164**
（※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。
077-511-1402

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時

場 所 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 (面談相談は事前連絡が必要です)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail : fe0001@pref.shiga.lg.jp